書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２２９５号
大阪市中央区高津３丁目１番６―406号
破産者　松本　美蘭
異議申述期間　平成26年10月29日まで
平成26年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７４１号
大阪府箕面市萱野１丁目11番７号
破産者　中江　啓子
免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
平成26年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０６３号
東京都中央区日本橋室町４丁目２番１号
清算株式会社　室町化学工業株式会社
代表清算人　穂苅　久美
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第６号
新潟県五泉市菅出字横道上3589番地２
清算株式会社　株式会社トミオカ
代表清算人　櫻井　俊雄
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２号
名古屋市熱田区川並町２番22号
清算株式会社　丸共水産株式会社
代表清算人　髙阪　照正
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる協定債権は、平成26年１月22日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権とする。
２　清算株式会社は、別紙記載の債権者を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の12.3％の金員を弁済する。
３　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　別紙記載の債権者は、本件協定債権者が第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対して有する債権の全額につき、その債務を免除する。
５　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第２号
栃木県宇都宮市長岡町797番地38
再生債務者　篠﨑　暢宏
１　決議に付する計画案　平成26年８月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年10月31日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年10月24日まで
平成26年９月10日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（再）第１号
埼玉県越谷市大字南荻島1279番地
再生債務者　有限会社ともえ米菓
１　決議に付する計画案　平成26年９月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年10月27日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年10月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年10月７日
平成26年９月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再）第２号
埼玉県越谷市大字南荻島1279番地
再生債務者　沼口　忠史
１　決議に付する計画案　平成26年９月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年10月27日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年10月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年10月７日
平成26年９月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２５号
千葉県佐倉市西志津８丁目17番11号
再生債務者　宮原　　昇
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月29日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月14日から平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１４号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目６番１号
再生債務者　池沢　真治
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月15日から平成26年10月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（再イ）第８３号
さいたま市中央区本町西４丁目17番25―102号
再生債務者　山中　祐司
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月15日から平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第５７号
埼玉県川越市大字古谷上4256番地41
再生債務者　岸野　翔太
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月15日から平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２３号
神奈川県厚木市下荻野1298番地10
再生債務者　清水　義晃
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月15日から平成26年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第１４１号
愛知県弥富市鯏浦町上本田216番地２　メゾンＭＡ１Ａ、従前の住所愛知県弥富市五之三川平３丁目39番地
再生債務者　佐藤　一志
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月８日から平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部